

総務文教消防委員会会議録（令和7年3月17日）

出席委員 大浦委員長 水橋副委員長 吉森委員 高川委員 青山委員 岩城委員 古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 上田教育長 石川総務部長
上田教育委員会事務局長 落合会計管理者 奥村企画
政策課長 高森公民連携課長 松山DX推進課長 高
倉総務課長 好田防災危機管理課長 長崎財政課長
山谷教育総務課長 相沢生涯学習・スポーツ課長 牧
田子育て応援課長 岩田税務課主幹 梅原監査委員事
務局長 林こども家庭センター所長

職務のため出席した事務局職員 石井局長 当銘係長

午前10時00分開会

大浦委員長 ただいまから、令和7年3月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

青山幸生委員、岩城晶巳委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の議案審査に入ります。

議案第9号から議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号、議案第25号、議案第27号の13議案を一括して議題といたします。

常任委員会に付託されました議案の説明につきましては、全体委員会のみですることになっております。

よって、当委員会での説明はしないこととしますが、当局から追加で説明する事項はありますか。

石川総務部長 ございませぬ。

大浦委員長 これより予算関係の議案の質疑に入ります。

議案第9号について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、

発言願います。

古沢委員 1つ確認をします。

議案書で言うと9-13、12も関連するんですが、9-13の一番下、災害対策費で、最後のところに書いてあるんですが、この中で地方債が1,840万円充てられることになっていますが、この地方債については、今年度償還分、今年度負担分について、交付税措置とかはあるんでしょうか。

好田防災危機管理課長 お答えいたします。

今回の新型交付金の補助裏に当たる地方債につきましては、補正予算債ということで、元利償還の5割相当を普通交付税措置されることとなっております。

古沢委員 これって何年間にわたってになるのか分かりますか。

好田防災危機管理課長 私の認識ですと、10年償還で2年据置きというような認識であります。

大浦委員長 ほかがございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようでしたら次に行きます。

次に、予算以外の議案の質疑に入ります。

議案第10号から議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号、議案第25号、議案第27号について、質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

青山委員 議案第13号をお願いします。勤務時間と休暇等に関する条例の一部改正ということで、これに関して、資料集26ページになります。(2)介護による離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等に係る規定を新設ということで、これ、法律が変わって、後に条例が改定ということで、ということは、この介護休暇に対して、いわゆるしっかり取れるようなイメージで法改正があったかと認識しているんですけど、具体的に今までと変わってどういうふうなものが付与されたというのを、ちょっとお聞かせいただければ。

高倉総務課長 お答えいたします。

これまでは介護休暇自体は制度としてはありましたが、例えば、この(2)のポツのほうの下にあります、真ん中のポツなんかは、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供ということで、今回新たに条例を設けられたんですが、これまでは介護に直面するような年齢の方を対象にいろいろと情報提供はして

おったんですが、もうそういう年齢を40歳ぐらいまで引き下げて、そういった若年層の職員に対しても制度の周知を早めに行っていくということで、これまで育児休暇なんかは積極的にいろんな制度を周知していたんですが、介護もいろいろと問題があるということで、なるべく早く職員に周知しようということで条例改正をして周知を図るものとなっております。

青山委員 そうすると、いわゆる介護休暇も若年層が取れるということで、その周知徹底の仕方はどういうふうにする予定なんですか。

高倉総務課長 お答えいたします。

若年層であってもそもそも介護休暇自体は取得できました。今回、国なり県なりのほうからいろんな情報提供を受けておりまして、どういったものが職員にとって制度の周知が図られるかというのも、いろいろと今検討している最中なもので、施行が4月1日からなものですから、今それに向けていろいろ情報収集を図っているところでございます。

青山委員 たしか相談窓口等々だとか、そういった設置義務みたいなのを市町村に付与されているかと思うんですけど、その要件が何とかちょっと教えてもらっていいですか。

高倉総務課長 お答えいたします。

窓口の設置は総務課のほうで考えておりまして、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、国、県のほうから、制度の中身について、どういったのが効果的かということで、今、我々も検討している最中なもので、なるべく早期に職員に周知を図っていこうかと考えております。

青山委員 そうすると、総務課内ということ、設置しても何かの表示とかをするわけではない。それすらも決めてないんですかね。要は、全くまだガイドラインはないんですかね。

高倉総務課長 ガイドラインはまだ送られてきてはないんですが、総務課内に窓口を設けるということは、職員に職員ポータル等を活用して設置してあるということは周知できますので、あえて看板とかそういったもので掲げることは考えておりません。

青山委員 介護休暇の率というのは、恐らく育児休暇より今後多くなろうかと思うんですよね。私、法改正があって、介護休暇が義務化されたというのをニュースで知

ったときに、ふと思ったのが、やっぱり今後、本当にもう僕らの年代で介護をしていかなきゃいけない年代になり始めていまして、職員さんというと若手以外はほぼ介護休暇を取れるような状況になってくるということで、滑川市は基本的にぎりぎりの数で今まで運用していると思っていまして、適切に取れていくんですかね。

設置して、形にはするけど広報せずにとらせないちゅうのはいかんと思うので、その辺の兼ね合いをどう思われていますかね。

高倉総務課長 お答えいたします。

確かにぎりぎりの職員数ということではありますが、介護休暇を取得したいということを妨げるようなことは考えておりません。

そこで、職場で介護休暇を取得した職員がおることによって欠員が生じますが、これまでも、育児休暇等を取った職員の職場に関しては、極力人事異動等を活用して正職員の補充に努めておりますし、人事異動で対処できない場合は、派遣職員さんとか会計年度任用職員で補充するように進めておりまして、介護休暇取得をしたい職員が遠慮するような、ためらうような体制にはしないつもりで考えております。

青山委員 恐らく、私の知っているあれでは最大1か月でした。取れる最大値はいくつかというのを、ちょっともう一回教えてもらっていいですかね。

高倉総務課長 60日となっております。

青山委員 すみません、うろ覚えで。

そしたら、60日空けるって結構な量だと思うんです。しかも、かつ、60日だけ今度埋めるとなるのも、それだけの短期で埋めるとするのは結構至難の業だと思うんですけど、今の言われた内容で本当にいけるんですか。大丈夫なんですか。

高倉総務課長 お答えいたします。

育児休暇の場合は、長期にわたるものですから、派遣職員さんとか会計年度任用職員で代用可能なんですけど、今言われたように、短期の場合にそういった補充対応職員がいるのかということに関しましては、これからそういったニーズが出てきた際には、先ほど言いましたように、派遣職員さんとか会計年度で対応してみる。まだこれまで試したことがないものですから、どういった状況になるか分かりませんが、必ず取れる体制にはしたいと考えております。

青山委員 今、課長から、それこそニーズの話、必要性が今後絶対出てくるので法改

正があったという認識で私もいるし、多分我々も思っているんですけども、一般質問等々で、児童クラブの、いわゆる有給休暇の話もちらっと出たりもしていました。

だから、何を言いたいかというと、国に言われて形はつくったけれども、形骸化していつてはどうにもならないんですよ。要は、窓口もつくったし、やっていますけど、実際に取得率を聞いてみたらほぼゼロでしたみたいになってくると、やっぱりこの条例改正で、我々、議案が上がってきて、この審査をする意味がなくなってしまうので、その辺はちょっとしつこいようですけども、しっかり形骸化しないような制度で運用していただければと。これは要望です。

大浦委員長 ほかございますか。

水橋副委員長 資料集47ページの滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてで、2番の主な制定（改正）内容のほうで、連携施設の確保に係る基準の緩和。緩和されたんですけども、この小規模保育事業A型事業者と、それからその下の代替保育に係る連携施設の確保という、ここは十分なされるんでしょうか。

牧田子育て応援課長 お答えいたします。

本市においてはこの家庭的保育事業者というものがございませんので、実際は条例改正をしておりますが、本市には特に影響ないものと考えております。

水橋副委員長 ということは、今ある各園で十分対応ができるということでしょうか。

牧田子育て応援課長 はい、そのとおりでございます。

水橋副委員長 分かりました。

大浦委員長 そしたら、議案集で、議案の10、10－7ページなんですけど、通園支援事業のところなんですけれど、これの第22条の（6）、「保育室又は遊戯室の面接」ってなんですか。これ、面積ですよ。

牧田子育て応援課長 確認します。

水野市長 確認するまでもなく面積だと思いますので、修正します。

大浦委員長 多分、恐らく面積だと思いますけれども、それで、資料集の中で、理由のほう、「内閣府令で定める基準に従い」となっているんですけども、内閣府のこの基準に従いというのは、例えば、条例文にあるような数字等の基準には従うけども、それ以外に自治体で変更することは可能なのか、お聞かせ願いたいんですけども。

牧田子育て応援課長 基準でございますので、基本的にはそこに従っていくものだと考えておりますが、市のほうで、例えば勘案するとか、そういったことであれば、市独自でしていくということは可能ではないかとは思いますが。

ただ、実際そういった施設もございませんので、そういった検討はしていないというところでございます。

大浦委員長 ありがとうございます。

これを聞いたのは、自分のちょっと確認不足があるのか分からないですけど、一生懸命確認はしたんですよ。内閣府の基準は全27条で構成されていたんです。だけど、滑川市の今出ているのは28条で構成されているんですよ。

どこが1条分、滑川市のこの条例案で増えたのかなと確認していたら、10-6にあるんですけど、第20条で、暴力団の排除の部分が内閣府の基準には載ってない場所で、これがつけられていたんです。これ、なぜつけられたのかお聞かせ願いたいんですけども。

すみません、自分の確認不足で、確認不足というか、見たんであれですけど、新しく交付されて、この暴力団の排除をつけなさいよとなったのかどうかも、もし分かっているんであればお聞かせ願いたいんですけど。

牧田子育て応援課長 すみません。確認させていただいてよろしいでしょうか。

古沢委員 同じく議案第10号ですが、これは予算特別委員会でもちょっと関連してお聞きはしたんですけども、ここでは、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の2つが大まかに規定されているんだと思うんですが、予算特別委員会だったか、事前の説明だったかで、既に希望している保育園か認定こども園か、含めて5園あるとお聞きしたと思うんですけど、それは間違いないですか、認定こども園、保育園等で。

牧田子育て応援課長 はい。それは間違いございません。

古沢委員 ちょっと私の読み違いかもしれませんが、今手を挙げておられる5園というのは、余裕活用型ということになるのでしょうか。

牧田子育て応援課長 それについては、まだ確認していないところでございますが、当然、一般型を使うと保育士を2人つけないといけないというような形になるかと思っておりますので、余裕活用型にすれば一つ1人の補充で、今おられる保育士さんと一緒に保育ができるというところで、余裕活用型を考える園が多いのではない

かと考えております。

古沢委員 一方で、一般型乳児等通園支援事業という、今ある、例えば認定こども園等でなくても手を挙げられるという形になるのでしょうか。

牧田子育て応援課長 今のところは、今ある認定こども園等しか想定はしていないところでございます。

古沢委員 規定から言ったら、新たな事業者が手を挙げられるということですか。

牧田子育て応援課長 新たな事業者が手を挙げられるということは想定していないものでございます。

古沢委員 あくまで可能性の話なので。というのは、余裕活用型の場合は、既にある保育所、あるいは認定こども園ということになるわけですけど、一般型になると、前の予算特別委員会でも言いましたけど、これ、臨時的という大変ですけど、短時間で自由に申し込んでください、いつでもいいですというスタイルですよ。

保育をする人も子どもたちも知らない者同士になる可能性が極めて高いということとで、心配なんです。大丈夫かな。

牧田子育て応援課長 それにつきましては、これまでも一時預かり等で全く知らないご家庭、預かることもございます。そういったノウハウも認定こども園等は持っておりますので、ただ、事前のいろいろな情報共有というものが大事になってくるかなとは考えております。

古沢委員 滑川に限定して考えるとすれば、比較的狭いエリアで、お互いの情報が比較的入りやすい地理的条件だとは思いますが、初めて利用される保護者あるいは園児に、乳児も入るわけでしょう。だとすると、狭いエリアとは言いながら、お互いにストレスというか、緊張感。

聞くとところによると、園児のいわゆる事故というか、それは預かり初めの期間に比較的集中しがちだということを耳にしているので、慣れない利用者、保護者、それから保育者も含めて、初めの頃の事故等がちょっと心配なので、預かり保育でノウハウが蓄積しているとは思いますが、十分な配慮をしてほしいということ、この間の予算特別委員会でも申し上げましたが、重ねて申し上げたいと思います。

牧田子育て応援課長 初めて取り組む制度でございますし、保育所等にもその旨しっかりと周知してまいりたいと考えております。

古沢委員 自分の経験で申し訳ないんですけど、自分の子どもが小さかったときに、

初めて預けに行ったときに、別れ際にみんな泣くわけですよ。泣かない子のほうが珍しい。保育士さんに言わせると、これで普通なんだと。私に、早く行かれ行かれって言われたんですけど、慣れない子がかんりの間泣いていると、数少ない保育士さんがその子に、ある意味フォローするために時間とエネルギーも取られるということになりがちだろうなと勝手に想像しているので、新しい事業ということになってくると、しかも短時間の利用が多いということですから、子どもたちも慣れるのに結構時間がかかるのではないかということを危惧するので、もうくどいようですが、お願いしておきたいと思います。

大浦委員長 答弁はよろしいですか。

古沢委員 多分ないでしょう。

青山委員 今度は議案第24号の滑川市総合体育センター条例の一部を改正する条例の制定についてでして、今まで入っていなかった中の弓道場、相撲場及びボクシング場を追加ということで、要は、今までお金を取っていたということで、むしろどういう運用をされていたんですか。

相沢生涯学習・スポーツ課長 今回追加する部分につきましては、中学校の部活動であったり、スポーツ少年団としてのご利用というのはなかったものでございます。

今回、相撲連盟さんのほうがスポーツ少年団の設立を検討しておられるという話がございまして、それも含めて、今回対象施設を追加するに至ったものでございます。

青山委員 これで体育センターに漏れている場所はないんですかね。

相沢生涯学習・スポーツ課長 実際に競技する部分での施設はこれで全部満たしているところでございます。

青山委員 ウェートトレーニング場とかってどうなっているんですか。

相沢生涯学習・スポーツ課長 入って左側のトレーニングジム、あそこは通常、一般のトレーニングの部屋ということで、特段のウェートトレーニング専用の競技スペースということではしておりませんので、今回は対象には含めないところでございます。

青山委員 今後、部活でウェートトレーニング、滑川高校もあるので、先に中学校でやりたいとかという話があったら。何かないんですか、この際。

相沢生涯学習・スポーツ課長 その際は改めて検討させていただきたいと思います。

青山委員 何かせつかく、今もこの上程されているからどうしようもないんでしょうけど、もう一回整理整頓されて、本当だったら全部また洗い出してもらえればいいかなと思っていました。

私、ここのボクシング、スタートから始めていまして、当時、それこそ14歳ぐらい、初めて行かせてもらったときに、当時の会長さんに練習したいんですとお話ししたら、当時は部活という格好では当然ないわけですから、そしたら5,000円払ってくれと。5,000円払ったら永久的にもう払わなくていいからという、よく分からないことを言われて、ずっとそのままになっておりました。

その後いろんな方がトップとして代わっていて、それこそ前の消防署長だった方がか頭をやられたりとかもした時期が長くて、その後の運用はちょっとよく分かってないんですけども、何かそんな感じで皆さん今まで運用されていて、部活になったら今度は免除ですよということで、何か各団体さんに今でも長がいるんですね。どんな話になっているんですか、具体的に。

相沢生涯学習・スポーツ課長 今回は相撲連盟さんのほうの動きがあったということで、こういう対応を取らせていただいているところでございます。

あくまでも基本的には中学校部活動とスポーツ少年団を対象とした減免制度、過去から行っているのはそういうものでございますので、一般の方のご利用につきましては、今回はちょっと念頭には置いていないところでございます。

青山委員 分かりました。

取りあえず、じゃ、元の話に戻りますけど、相撲連盟さんのほうでまずやりたいという話があったときに、ちょっとそのときに洗い出したら、いや弓道場も、じゃ、ボクシング場もという形で、この条例の制定を求めてきているということを理解しました。

私、ウェイトトレーニングも何か入れたほうがいいのかと思ったんですけど、それはそういうニーズがあればまた上程してもらえればと思います。

以上です。

吉森委員 議案資料集の7ページですけど、滑川市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての中の(2)のエ、この深夜時間帯を、逆に言えば今まで午前0時だったということで、これ、ずっと労働基準法第37条第4項に違反していたということになるんですけど大丈夫なんですか。

高倉総務課長 お答えいたします。

確認させていただきたいんですが、うちの条例が労働基準法の違反をしていたということをご指摘されているんでしょうか。

吉森委員 そうです。じゃないかなと思って言っているんですけど。

高倉総務課長 時間的に言いますと、これまでやっていた午前0時から午前5時まで、その部分は労働基準法違反と。

吉森委員 午後10時から午前5時が労働基準法第37条第4項にずっとなっていたって、私の認識ですけど。ここで今変えられるということは、それまでは違反していたんじゃないかという。

高倉総務課長 今回の改正は、7ページの冒頭にもございますとおり、昨年8月の人事院で勧告がなされた内容を、必要と思われる部分を市の条例を改正して反映するものでございまして、今回新たに午後10時からになるということを、国のほう、要は人事院のほうで示されたことに基づいての改正でございまして、今、委員さんの指摘からしますと、ほとんどの自治体が法令違反になったことになるということになると思いますが、恐らくそういったことはありませんで、考えられるのは、労働基準法は公務員に対する適用除外的なものが結構ございまして、もしかしたら公務員の適用除外でこれまでセーフだった部分、それを今回見直して10時からにしようよということで、一律そういうふうに勧告がなされたのかなということは推測できます。

吉森委員 ちょっと確認はしてもらいたいんですけど、一応今はそれで納得させていただきます。

高倉総務課長 すみません、今確認が取れまして、今の言われる37条は適用除外という扱いになっております。

吉森委員 分かりました。よかったです。ありがとうございます。

青山委員 すみません。じゃ、ちょっと同じところも付箋がついていたので。通勤手当について、これは何か根拠があつてこうなったのか。

高倉総務課長 お答えいたします。

通勤手当につきましても、これも人事院の勧告に基づいて、滑川市として必要と思われる部分。ただ、この通勤手当の15万円まで引上げなんですけど、これは全体委員会の補足説明でもさせていただきましたが、滑川市としては今そういった方を採

用することは見込んでいませんが、国の制度でこういった改正があったもので、この際、国に準じてこのタイミングで改正しておかないと、今後改正するタイミングがないと判断したものですから、今回、条例改正に入れさせていただきました。そういうものでございます。

青山委員 例えば、すみません、名前出していいのかどうか分からないんですが、松山課長とかは向こうとの行き来が多いと思うんです。これはこの15万円の中に入ってくるということですか。入ってこないんですか。

高倉総務課長 松山課長は……。

青山委員 すみません、名前言っちゃって。申し訳ない。題材としてということで。

高倉総務課長 法人との相対契約に基づいてなので、職員としての扱いではございませんので、通勤手当の対象から除外されるものであります。

青山委員 ということは、整理すると、すみません、名前を言っちゃって。松山課長のスタイルで、いわゆる業務委託契約からの雇用契約みたいになっちゃうんですかね、そういうのであれば、ここには関わらないけど、例えば、本当に直接雇用契約を結ぶような形になったときに、この15万円まで引上げということは、市としてどういう方を考えられているんですか。

高倉総務課長 お答えいたします。

全く見込んではおりませんが、やはり特殊な知識を持った方で、どうしても滑川市としてその方を採用したいということであれば、通勤手当がネックで採用できないということは避けたいものですから、この上限を目いっぱいまで引き上げたものでございまして、恐らく今後そういった方を採用するのはまずないと思いますが、まれにあるかもしれませんので、そういったものを想定して今改正してございます。

青山委員 分かりました。

頭にはないという、今のところはですけども、ひょっとしたら今後何かの識見が高い人を雇わなきゃいけない、市のためにというときがあったときに、逆に引き上げているのでぜひ来てくださいという材料にもなると、了解しました。

水橋副委員長 議案の27－1 ページ。

動産の取得について、学習者用等端末一式の取得が書いてあるんですが、確認なんですけども、県下、市町村と一緒に取得するということで、大体1台当たり5万4,890円になるんですけど、その性能に関しては全部同じなんじゃないでしょうか。それとも

何か市によっては違うようなものもあるんですか。

山谷教育総務課長 お答えします。

性能につきましては、共同調達を県内でしておりますので、他の市町村と同等のものが来ると聞いております。

ただ、国のほうは、G o o g l eの端末に関しましては最低基準を32ギガバイトにしておりますが、共同調達に図られたものは64ギガバイト、現在使っているW i n d o w s 端末と同じギガバイトと聞いております。

水橋副委員長 ということは、今と同じ容量で、さらにクラウドにつながるという話なので、途中で容量がなくなって止まったりとか、そういうことは完全にもうなくなるということでしょうか。

山谷教育総務課長 今のG o o g l e 端末ですとO S の容量は十幾つでありまして、残り52ギガバイトほど本体のほうに空き容量が出てまいります。

そのため、W i n d o w s に比べまして本体に収容する量が大変多うございますので、本体自身で不具合が生じるとか、あと、たくさんものをダウンロードしたときに、整理するために時間がかかるとか、そういったことが極端に減るものと考えております。

水橋副委員長 分かりました。

大浦委員長 先ほどの議案第12号のところなんですけど、先ほどの吉森委員の午後10時から午前5時までというところなんですけど、ちょっと1点確認したいんですけど、21ページから22ページにかけて、第13条の2とあるんですけど、ここで管理職員特別勤務手当と書かれているんですけど。22ページのほうです、文言があって、ここだけ、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合というものが入っております。正規の勤務時間というのは何によって定められていますか。

高倉総務課長 正規の勤務時間は勤務時間に関する条例で規定してございまして、8時半から17時15分までが正規の時間となっております。

大浦委員長 そうすると、10時から5時までで、正規じゃない部分に発生するものも含まれると、含まれるというか、ありますよね。その場合はどうなるんですか。

高倉総務課長 委員長、もう一度その質問の趣旨をよろしくお願いします。

大浦委員長 正規の時間が8時半から17時15分で、今この、管理職の場合ですけど、午後10時から午前5時までで、空白の時間であるわけじゃないですかね。

石川総務部長 管理職の手当については、当然、給与のほかに管理職手当が支給されております。ですから、通常8時半から17時15分までは一般の勤務時間で、それ以外の、言い方は悪いですけど、午後10時までの期間中の業務については、あくまでも管理職手当の範疇だという認識をしていただければいいのかなと。

ただ、それ以外の災害とか何かの特別手当という話の支給するのは、夜中とかという話になると災害とかになりますので、支給の対象時間をその時間からという形で別に設定しているとご理解いただければと思います。

大浦委員長 この箇所だけそういった明記されていたのでちょっと分かりづらかったわけで。この文言というものはどうしても要るんですか。

高倉総務課長 これは要るものと認識しております。

大浦委員長 分かりました。

すみません、先ほどの総合体育センターのところなんですけど、青山委員の説明で理解はしているつもりなんです。

今日ここに来るまでの間に、今まで減免というか免除しなかったのは理由があるんだろうなというので、先ほどスポーツ少年団がなかったというので理解はできるんです。

ただ、事業の見直しであったり使用料の見直しが、昨年、おとしぐらいから図られてきた中で、減免、免除という選択肢と、使用料を上げたりしているので、受益者負担を取っていこうという部分と、2つ考えられたと思うんです。それでも免除していくという方向性を選んだことの見解をお聞かせ願いたいんですけど。

相沢生涯学習・スポーツ課長 減免につきましては、今回の対象施設の拡大に限らず、多分そもそもとしてのご質問かと思っておりますけれども、小中学生の体力向上、また、運動機会の確保ということで、本市におきましては、こういったスポーツ少年団、部活について減免制度を設けているところでございます。

現時点におきましては、この方向性といいますか、この制度の維持につきましては見直す予定がないところでございまして、そういった背景の中で、対象の部活動が追加になることが想定されるということで、今回対象を拡大させていただいたところでございます。

もちろん、今後の話というのは、それは現時点で見ているものではございませんが、あくまでも現状の方向性を維持する中での改正ということでお考えいただけれ

ばと思っております。

大浦委員長 自分が目視で総合体育センターの使用とかを見ていて思ったのが、何か使用に関してすごくグレーゾーンがあるんじゃないかなという、ちょっと認識をしていて、例えば、柔道場とかでも、スポーツ少年団が利用するときに使っているのって子どもたちだけじゃない気がするんです。高校生であったり大人の方であったりと一緒にやっているんですよね。剣道がちょっと見たか分からないですけど。

その場合に、協会さんで使用許可を取っているから、併せて協会活動をするとう分らないんですよね。

そうすると、本当は適正に料金が発生する場合でも、料金を頂けていない場合があると思っているんですけども、これは私の認識不足なのか、ちょっとどうお考えなのかお聞かせ願いたいです。

相沢生涯学習・スポーツ課長 減免の対象としましては、あくまでも学校の部活動というものと、スポーツ少年団は当然市のほうに、団登録といいますか、していただくことになりますので、あくまでもその要件として線引きをさせていただいているところがございます。

中には、競技によっては高校生の方も一緒にということもあったり、指導がてら大人の方もそれなりにいらっしゃるという活動もあるかと思うんですが、あくまでも視点とすれば、そういった部活動、もしくはスポーツ少年団への登録団体ということでの線引きで運用させていただいております。

大浦委員長 今回のこの条例で、そういった免除の措置を取られるのはいいんですけど、本当はちょっと思うのは、多分スポーツの競技の種類によって、やっぱり競技人口ってすごく違いがあると思うんです。

今挙げられてきたものは割と、スポーツ少年団が今までなかったということは、競技人口が少ないからということも考えられるんですよね。

だけど、滑川市の公共施設として、施設を維持管理していかなければ駄目じゃないですか。年数がたっていけば、当然、今後改修等も考えられるわけです。

だから、ずっと減免していくと、じゃ、競技人口がすごい少ないのにその予算をかけてやりますかという問題も、これ、恐らくずっと昔から今にきていると思うんですよね。

そういったことを考えると、やっぱり負担の部分はもっと慎重に考えてよかった

のかなと思います。これは意見です。

ほかございますか。

ちなみに、先ほどのは出ましたか。

牧田子育て応援課長 先ほど大浦委員長のほうから、議案集の10－6 ページで暴力団の排除について追加で記載している件についてご質問があった件でございますが、それにつきましては、先ほどおっしゃられたとおり、国の内閣府令には、規定のほうはございませんが、既にある滑川市の家庭的保育事業の基準条例に定められていたこと、また、子どもの健全育成という部分で、その条項を追加したものでございます。

大浦委員長 ありがとうございます。

それで、私、何で入っていたのかちょっと分からなかったんですけど、ほかの自治体を調べたんです。そしたら、ほかの自治体でも策定状況の中でこの暴力団の排除は入っているんです。

だけど、ちょっと違う点があって、滑川のものというのは、事業所職員が暴力団であってはならないという記載になっているんですけど、多分滑川市の暴力団排除条例がこうなっているからそうなんだと思うんですけども、ほかの自治体のものとかだと、暴力団関係者と関係のある者等とかという記載があるんです。

自分が見たときに、暴力団の方が直接職員でいるというよりも可能性がある、高くなるとすれば、関係のある者のほうが恐らく可能性は高いのかなと。ないと思いますよ。思うんですけども、その場合に、じゃ、暴力団排除条例に記載がないからそれでいいのか。

それとも、せっかく載せるんだったら、そういった危険性のあるものを入れてもよかったんじゃないかなと思ったんですけども、恐らく、この20条のことを調べないとちょっと分かれられないと言われたので、そこまではちょっと考えていなかったですよ。

牧田子育て応援課長 ありがとうございます。

それにつきましては、なかなかそこまでです。他市のそういった今の状況等をお聞かせいただいたので、またちょっとこちらのほうで考えたいと思いますが、そもそもそういった関係の方々ということについては、子どもの健全育成という部分からしても排除していくべきだろうと考えておりますので、こちらの条例は、このよ

うに今上げさせていただいたんですが、またそういったことも含めて検討していきたいと思います。

大浦委員長 これに反対するつもりはないんですけど、いつもこういった条例が出てくるんですけど、職員の皆さんがすごく一生懸命つくられてきたので、一応全部目は通すんです。

いろいろ調べたりするんですけど、ちなみにですけど、10－7に（2）とあるんですけど、例えば、「乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上」とあるんです。これも、最低基準ですよ。内閣府が出している最低基準で、畳1畳分ぐらいは確保しなさいよというところなんですけど、じゃ、その下にある（3）、「ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上」、畳2畳分なんですよ。じゃ、年齢と、3歳以下です、と考えたときに、例えば、ほかの自治体では多分こういったところも考慮されて両方3.3平方メートルにしているんですよ。

だって、1歳以下と、3歳以下というか2歳以下というか、というその面積で、違いをつけていいのかなと個人的にも思ったんです。安全性の確保から言っても、広く最低基準を設ける。内閣府は1畳あればいいのかなという判断をしたのかもしれないけど、例えば、その施設に要する面積って、各自治体とか、都会のほうに行ったら、やっぱりそんな面積が取れないから、最低基準を設けなきゃなかなか難しいかもしれないですけど、滑川市はそれが難しいかといえ、そういったことでもなし。それが地域の特徴だと思うので。合わせて3.3平方メートルにしている自治体もあったんですよ、少ないですけども。

だとしたら、そういった、多分今聞くと返ってこない気がするので聞かないんですけど、せっかく条例をつくられて、職員の皆さんが大変な思いをしておられるのであれば、もうちょっとその中身を、交付されたからいつも何かこうだって出されるんですけど、つくっていただければなと。これは要望ですが、お願いいたします。

ほかございますか。

高倉総務課長 追加で補足説明させていただきたいんですが、先ほど大浦委員長から質問がございました、議案集の22ページのほうで……。

大浦委員長 資料集。

高倉総務課長 資料集の22ページの右側の上のほうに、「正規の勤務時間」、この正規

という言葉が要るのかというご質問に対して、私、必要と認識しておりますと曖昧な返答をさせていただきましたが、これにつきましては、同じく資料集の19ページの真ん中ほど、第14条の3、第2項のほうに、正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合ということで、これは正規職員の規定の仕方でございます、先ほどの22ページは企業職員の場合の管理職員特別勤務手当ということで、要は、企業職員の条例改正等は、正規職員の規定に準じたという形で正規という言葉を入れさせていただいたものでございます。

大浦委員長 入れさせてもらったというか、人事院なりから、こういったもので、条例を記載しなさいよということなんですよ。

高倉総務課長 そのとおりでございます。

大浦委員長 分かりました。

ほか、よろしいですか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は、挙手をお願いいたします。

(討論する者なし)

大浦委員長 ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、挙手により採決を行います。

議案第9号から議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号、議案第25号、議案第27号の13議案を一括して採決を行います。

議案第9号 令和6年度滑川市一般会計補正予算（第10号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費

第12款 諸支出金

第2表 繰越明許費補正

第3表 地方債補正

議案第10号 滑川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例の制定について

議案第12号 滑川市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 滑川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 滑川職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 滑川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 滑川市総合体育センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 滑川市遺児福祉年金条例を廃止する条例の制定について

議案第27号 動産の取得について

以上の案件について、賛成委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

大浦委員長 下ろしてください。

賛成全員。よって、付託案件、議案第9号から議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号、議案第25号、議案第27号の13議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時58分議決

大浦委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他、当局のほうから何かありましたら、お願いいたします。

奥村企画政策課長 それでは、お手元に配付してございます、文化会館のあり方に関する市民アンケート調査結果報告書をご覧くださいませでしょうか。お願いいたします。

本件につきましては、市長が本会議のほうで答弁させていただいたものの繰り返しになるかもしれませんが、11月から12月末にかけて実施いたしましたアンケート結果について取りまとめましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、簡単に説明いたします。

まず、2ページをご覧ください。

2ページの2、実施概要でございますが、調査の対象ですが、小中学生、それから15歳から18歳までの方全員のほか、各年代ごとに約350名ずつ調査いたしまして、調査対象としたのは4,334名の方です。

そのうち、回答が得られた方につきましては、このページ一番下にありますが、2,109名の方から回答いただきまして、回答率は48.7%となっております。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

アンケートでは、問2で大ホールの利用についてお聞きしたところ、「観客として利用したことがある」という方が912名、それから、「出演者や主催者として利用したことがある」という方が496名、「利用したことがない」とおっしゃられた方が948名ということになっております。

それから、5ページをお願いいたします。

これからは、満足、不満足というとか、不満というところでの回答率でご説明をさせていただきます。

まず、大ホールを観客として利用された際の満足度をお聞きしておりまして、舞台の見やすさという点では、「満足」「概ね満足」が合わせて50.5%で高い比率となっています。

それから、②の音響ですけれども、こちらは逆に、「やや不満」「不満」というところで46.1%となっております。

次のページ、6ページをお願いします。

客席の快適さという面では、観客としてされる方については、「やや不満」「不満」が多うございまして、64.4%となっております。

めくっていただきまして、7ページです。

⑤で、大ホールへの行きやすさ、車で行きやすい、公共交通機関で行きやすいなどをお尋ねしましたところ、「満足」「概ね満足」といった方が70%でございました。

それから、⑥です。駐車場の使いやすさをお聞きしましたところ、「やや不満」「不

満」のほうが多くございまして、60.8%となっております。

それから、8ページをお願いします。

今度は問6です。出演者や主催者として利用された際の満足度をお聞きしました。まず、舞台の広さ、使いやすさについては、「満足」「概ね満足」とお答えされた方が50.1%。

それから、めくっていただきまして、9ページです。

音響のよさという面では、「満足」「概ね満足」という方が多くなりまして、45.6%となりました。

それから、客席の数、配置につきましては、こちらは「満足」「概ね満足」といった方が49.5%となっております。

10ページをお願いします。

④です。こちらは主催者側になりますので、控室の使い勝手、快適さをお聞きしましたところ、「やや不満」「不満」といった方が多くございまして、36.2%となりました。

それから、大ホールへの行きやすさ、車で行きやすい、公共交通で行きやすいなどといった面では、「満足」「概ね満足」が67.9%ということとなっております。

おめくりいただきまして、11ページです。

駐車場の使いやすさにつきましては、同じく「やや不満」「不満」というところの回答率も多くございまして、50.2%でございます。

それから、その下になりますが、問7、このアンケートをするに当たって対象とされた方に、文化活動をしておられますかという問いをしましたところ、「文化活動をしている」と答えられた方が20.5%、「文化活動をしていない」とおっしゃられた方が79.5%となっております。

12ページを飛ばしまして、13ページをお願いします。

その文化活動を行っておられる場所はどちらですかとお答えいただきましたところ、「カルチャーセンターや教室など」とおっしゃられた方が131名、それから、中学生等に聞いたのが多いので、「学校の部活動など」というのが一番人数が多くて、182名の方が文化活動を行っている、部活動でやっておりますというような回答でございます。

それで14ページでございます。

問10です。新しい文化会館は必要かどうかという問いに対しまして、「必要だと思う」と答えられた方が45.3%、「必要だと思わない」と答えられた方が25.6%、「わからない」と答えられた方が29.1%となっております。

下のほうに、参考で、年代別の回答比率が書いてございますが、市長が議会答弁で申しましたとおり、二十歳から29歳のところは「必要だと思わない」とおっしゃった方が36%で、「必要だと思う」30.2%に対して、ここだけが「必要だと思わない」となっていますが、ほかの全年齢域において、必要だと思う方が多かったというような結果となっております。

それから、15ページをお願いいたします。

文化会館を整備するとすれば重要だと思うことはどういったことでしょうかというところで聞きましたところ、ちょっと順番はあれですが、一番多かったのは、この表の2番目です。「座りやすい椅子など」が49%。次に多かったのが「音響性能」32.6%、3番目に多かったのが、表の一番上の「駐車場の使いやすさ」が29.5%。4番目はバリアフリーに配慮した施設にしてほしいというようなことでございました。

それから、16ページをお願いいたします。

文化会館でホール以外に充実させたい機能はございますかという問いをしていましたところ、一番多うございましたのは、下から3番目、「カフェなどの飲食スペース」が48.1%、次が、僅差でございましたが、「交流スペース」27.8%です。4つある上に書いてありますが、3番目には音楽練習室、防音スタジオがあればいいということで、これが27.6%と続きました。

続いて、17ページをお願いいたします。

問13では立地条件を再度聞いております。やはり、滑川市の土地柄もありますでしょうか、一番多かったのは「自家用車で行きやすい場所」62.9%、次が「公共交通機関で行きやすい場所」ということで55.3%ということになっております。

それから、18ページ、問14ですが、新たな文化会館が設置すれば、開催してほしいイベントはなんですかという問いに対しまして、一番多かったのは、1番目に書いています「ロックやポップスのコンサート」で52.9%。それから、下から3番目ですが、次に高かったのは、演劇とかミュージカルをしてほしいということで41.4%でございました。

続いて19ページです。

問15では、文化会館の適正だと考えられる規模はどれだけのすかと問いかけましたところ、現在の大ホールはパイプ椅子を並べますと約800席になりますが、一番多かったのは「800席程度」とお答えになられた方が27.3%でした。

一方ですけど、次に多いのが「500席程度」、次に「600席程度」ということで、この2つのところに母集団としては多く分布しているように見えるかと思います。

続いて20ページです。

20ページでは、問10で「必要だと思わない」「わからない」と回答された方に対して、どのように考えておられますかと聞きましたところ、主な意見としましては、西コミなどの市内施設のさらなる利活用を考えるべきでしょうということ、それから、オーバード・ホールなどの近隣市町の施設を使用すればよい、これから人口が減少していく中、文化会館が必要だと思えない、子育て支援など他の施策やほかの施設の改修などにお金を使ったほうがよいというようなご意見がございました。

最後ですが、この文化会館のあり方についてご意見がありましたらご自由にお書きくださいとしましたところ、主な意見としては、2つ目、「市に1つは必要だと思う」と答えられた方。それから、「出来るだけ立派な施設にしてほしい」と答えられた方。それから、「必要最低限な施設でよい」という方。それから、「建設にあたり、様々なコストを縮減し、将来への負担を軽減すべき」と答えられた方。それから一番下になりますが、「災害時に避難所などで活用できる施設にしてほしい」といったご意見が寄せられたところでございます。

アンケート調査については説明は以上ですが、今後ですけれど、今後のアンケート発送時に記載しておりましたとおり、本結果につきましては、市のホームページで公表して掲載したいと考えております。

私から説明は以上です。

大浦委員長 順次ある方、お願いいたします。

相沢生涯学習・スポーツ課長 私のほうからは、市立図書館で交付しておりました住民票の写しなどの交付事務の終了についての報告をさせていただきます。

市立図書館につきましては、平成19年の3月末に、市民課での月曜の延長窓口の廃止に合わせまして、4月1日から住民票の写しや印鑑登録証明書の交付事務を行ってまいりました。

これらの交付事務については、令和5年3月からマイナンバーカードを活用しま

したコンビニ交付サービスが開始しておりまして、また、市立図書館での交付枚数も、コンビニ交付サービスの導入前と比較しましておよそ3分の1程度ということで、減少していることから、本年の9月30日をもって市立図書館での交付事務を終了することと考えてございます。

終了する事務につきましては、住民票の写しと印鑑登録証明書の交付、また、それに伴います手数料の徴収でございます。

今後は、市民の皆さんにおきましては、市立図書館での交付事務が終了することを周知してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

大浦委員長 今ほどの報告に質疑ある方、挙手の上、発言をお願いいたします。

青山委員 今、相沢課長が言われた中で、マイナンバーカードを取得されている率はどんなもんなんですかね。

相沢生涯学習・スポーツ課長 今現在の保有率ということで、いろいろ統計のほうを出しているようなんですが、本年の2月末現在で82.1%の保有率となっているということでございます。

これにつきましては、亡くなられた方とか、あと、有効期限の満了も迎えておるようでして、そういったようなことで、廃止した分を差し引きまして、また転出、転入の増減も反映している形での保有率と聞いております。

青山委員 それを差し引いても持っていない方が10%超えているんでしょうから、そうすると結局、土・日に交付としたら、コンビニ交付のみとなってしまうということではないんですよね。

相沢生涯学習・スポーツ課長 そのとおりでございます。

青山委員 ということは、今、数的には2割まではいかないけれども、2割近い方がいわゆるコンビニ交付ができない状況になっていてということであれば、やっぱりこれ、早急に率を上げてもらうような工夫というのは何か考えているんですか。

相沢生涯学習・スポーツ課長 しかし、マイナンバーカードのほうの向上につきましては、所管外なもので、ちょっと私からお話しできないんですが、市立図書館での現況のほうをちょっと説明させていただきますと、統計的な数字で把握しているものはないんですけども、実際窓口で交付している図書館職員の見方からすると、高齢の方よりも比較的40代から50代といった、そういう方々の交付というのが多いか

なというようなことでございます。

これらの方々については、議員ご指摘のように、やはり土・日を利用しての交付、取りに来られるという層であるかと思いますが、逆に、いわゆるデジタルといいですか、そういった部分での親和性の高い年齢層とも考えております。

そういったようなことで、また、マイナンバーカードの普及とか、コンビニ交付のサービスの周知とか、そういったようなことを、今後も広くしていくことが必要だよねということは、市民課のほうとも話をさせていただいております。

青山委員 これはとにかく普及率を上げるしかないと思っていまして、結局今言われた方々が、いわゆる契約時だとかいろんなものに対して印鑑証明書が当然必要になってきますし、行政処理に関する、申請に関する届けには住民票添付だとかを当然するわけですね。

その方たちが一番必要になってくるのって、結局40歳から50歳の人たちが添付書類として出すということが多いわけですから、そののやっぱり普及率を、課が、所管が違うから、これはこれ、あれはあれでは絶対駄目なので、その辺はしっかりしていただきたいということは付け加えておきます。

相沢生涯学習・スポーツ課長 また図書館での周知、そういうのも含めて市民課と連携して進めてまいりたいと思っております。

大浦委員長 ほかがございますか。

青山委員 じゃ、文化会館のほうの、ありますけども、おおむねそうなってくると。でも、実際問題こういう結果にはなったかとは思うんです。

見方によっては「概ね満足」「満足」含めて50%を超えている部分があるので、今後は何とか使っていけばいいのかなと思うところもありきや、でも、実際ビジネスで考えてしまって、3割「不満」「やや不満」を覚えてたら、その店は大体潰れますよね。

ということは、どこに真相があるかを、これ見ながら、やっぱりちょっと当局の方が考えてもらわないと駄目かなと思っておりますし、ここにも書いてあるとおり、椅子の問題、椅子を結局よくするといいんだろうなとは、このアンケートを見ていても非常によく分かっているんですけど、一番高いのは多分椅子なんですよ。文化会館の、箱以外の附属的なものと考えたら、そこがやっぱり一番高いと思うので、その辺の充実度をいかに高めていくかというのが、今回出たんじゃないかなと思う

んですけど、どういうふうに解釈しているんですか。

奥村企画政策課長 今回のアンケート調査につきまして、私ども全くどのような意見が寄せられるかというのはちょっと分からずに、期待したところもあります。

やはり、今おっしゃられたとおり、座席とかというのは不満な点が多いということで、これからですけれども、市長が議会答弁しましたとおり、やはり、建設するとすればですけれども、多額の費用が必要かと考えられますので、ほかの先進事例なども幾つか見させていただいて、その上でどうするか、建設するか、しないかというのを当然判断していくときに、書いてあるとおり、座席数についても一定程度の母集団は見込むことができましたので、こういったものを幾つか例示を挙げながら、造れるか造れないか、それともどうするのかということも含めてちょっと考えていく必要があるかと思って、冷静に、丁寧に進めていきたいと思います。

青山委員 今の予算立て基金を考えれば、逆に宇宙のかなたに飛んでいっているような感じ。というのも、結局、5,000万円ためていっているわけですね。

5,000万円ためているけど、建築資材が結局1.5倍ということは、本来かかっていることが10億円だったら15億円になったら。5,000万円、要は、宇宙のかなたを求めて、ためていっているのに、だんだんだんだん、そっちが高くなっていっているという状態でありますので、何かやっぱり本当に、それこそ今回の中学校の、いわゆる断熱材の話と一緒に、いかにコストをカットできるのか、カットする工夫をつくって行って、そこに持っていかないと、まず、新規では建てられないだろうと、もう今後、思っていますので、その辺はちょっとまた、今回のアンケートとともに考えなきゃいけない材料だと思っていますけど、その辺はどんなものでしょうか。

奥村企画政策課長 おっしゃられたとおりでして、資材は高くなり、人件費も高くなるし、造るとしたら、なかなか職人さんもない、といったことを考えますと、建てるばかりじゃなくて、逆にもし万が一、建設したとしても、その後の運営の部分も含めて、トータルで考えていく必要があるかと思えますから、建設する段階からどのようにしていくのかということも考えながら考える必要がありますし、逆に造らないという選択肢も、当然2択ではあり得るはずですから、そういうのも含めて総合的に考えていく必要があるかと思えます。

大浦委員長 よろしいですか。

古沢委員 何度も聞いていると思うので再確認になるかもしれません。これ、仮に建

設するに当たって、国からの支援、その他は、多分ないんですよ。

水野市長 それも手法で、仮にもし建設するとなれば、今、都市計画のほうでやっている立地適正化計画、それが、都市誘導区域とかそういった範囲の中にその施設が来れば、社会資本整備交付金とかその辺も含めて、ある程度、最高で半分ぐらいはくるようなメニューもありますけど、どういった進め方をするか、あと、やっぱりここの議論、私どももちろん先進地を視察したり、運営方法も含めて民間との連携も考えていかなきゃいけないですし、何よりもやっぱり議会の方々の意見交換、そして住民との対話、そのあたりを含めた形で、最終的には造る、造らないという決断をしたいとは思っています。

大浦委員長 けちをつけるわけじゃないですけど、何か交付金って出てくると、結局今まで……。

水野市長 それ、一つのメニュー。

大浦委員長 なるので。

あと、これ、ホームページ上で出されると言ったんですけど、媒体として、滑川市のこういった施策等を一番見てもらえるのってやっぱり広報誌だと思うんです。

広報誌で、これのフルバージョンじゃなくても、ちょっとページ割いて出すことってできないですかね。どこを略すか難しいんですけども。

奥村企画政策課長 先ほど、ホームページでということで、一番最初に取り組むところでそのように答えさせていただきましたが、アンケートのところはホームページ等でとして、私どももそういうものを想定して、広報誌等で分かりやすくまとめて、コンパクトにして何かしなくちゃならないとは考えていたので、すぐにはちょっとできないんですけど、何か月か先の広報には何とかしたいと思います。

大浦委員長 ちょっと恥ずかしいというか、自分のイメージですよ、議会だよりより圧倒的に広報誌って多分目に、ページを開いてもらえているのかなってちょっと思うんです。

市長はいつも議場で答弁されているんですけど、財政的な観点からも答弁されているじゃないですか。僕、こういったアンケートを取るときに、そういった、幾らかかるかもしれないとか、市の財政状況だとか、問題点で、もう今まで市長がさんざん発言されてきたんです。本当はその問題点も入れながらアンケートを取ってほしかったなという思いはあるんですが、今さらどうにもできないですから。

なので、何で広報誌かと言ったら、当局の考え、今の課題というものの、この建設に対しての見解を載せていいんじゃないかなと思うんです。それで改めて市民の皆さんに問いかけるということも必要だと思うんです。多分市民の皆さんは市の財政なんてほぼほぼ興味ないと思うんです。知らない、知ろうともしないですから。これを今後建てたときにどういったリスクが発生するかも市民の皆さんと一緒に考えていく時代だと思うので、載せるのであればアンケート結果だけでなく見解を、ホームページ上でも出していただければいいんじゃないかなと思います。

奥村企画政策課長 今回のアンケートを実施するときに、内部でも非常にいろんな意見があって、もんだんですけれども、今回のアンケートは、小学生にはちょっと難しかったので簡略化して分かりやすくしたんですけれども、一般の抽出された方に送ったところには、金額までは書きませんでした。大ホールについては、56年がたっていて、その間社会情勢が変わった。建設するとした場合、多額の経費、費用がかかります。今後の在り方を聞きたいというようなことで、お金がかかるという話については一応お伝えしました。ですけれども、例えば、ほかの近接、隣接で建てられた建物については、これぐらいにかかっていますよという目安は、実は書いていません。

今回、アンケートをするに当たっては、市長が議会答弁いたしましたとおり、やはり建設するとした場合は、青山委員が言われたように、5,000万円、物価が上がってしまって、なかなかそれでは建てられないということは皆さん承知の事実だと思いますので、そういったお金がかかるということを、前面には出してはおりませんが、一応、出す段階では考慮しながら出したつもりなんですけど、最初から高い金額を出してしまうと当然、憂慮してしまって、できないとつけられてもあれなので、率直に今回はアンケートを聞きましたが、一応入り口の段階では、多額の費用がかかるので皆さんどう思われますかというような問いかけをしております。

大浦委員長 単純に、一般市民の人でも、例えば、文化会館を建てるために貯金していますよと言って、今13億円程度ありますよと言ったら、もしかしたらすごい金があるなと思う人もいる可能性はあるんですよ。

だけど、市長、青山委員も言われるように問題点があるのであれば、僕は見込み、どこを例えにするかは難しいですけれども、こういった施設は何十億程度、今現在でかかっていくけども、今後、物価高騰でさらに上がるかもしれないという文言も入

れた上で市民の皆さんに問いかけていく必要があるんじゃないかなと思うので、それぞれ人によってお金の価値は違うかと思いますので、検討いただければと思います。

ほかございますか。

(特になし)

大浦委員長 ないようですので、本日の議事日程は全て終了いたしますので、これにて令和7年3月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時24分閉会